参考様式

委託業務共同企業体協定書

（目的）

第１条　当共同企業体は，次の事業を協同連帯して営むことを目的とする。

　⑴　新たな輸出先国への規制対応に向けた調査・実証業務委託（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「委託業務」という。）の受託

　⑵　前号に付帯する業務

（名称）

第２条　当共同企業体は，○○○○（以下「企業体」という。）と称する。

（住所）

第３条　企業体は，事務所を○○県○○市○○○○に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　企業体は，○○年○○月○○日に設立し，第１条に規定する業務の委託契約の履行完了後３か月を経過するまでの間は解散することができない。

２　企業体は，第１条に規定する業務を受託することができなかったときは，前項の規定にかかわらず，当該業務に係る業務委託が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　企業体の構成員は，次のとおりとする。

　住　所

　商号又は名称

　代表者

　住　所

　商号又は名称

　代表者

【※以下構成員を列記】

（代表者の氏名）

第６条　企業体は，○○○を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当共同企業体の代表者は，第１条に規定する業務の履行に関し，企業体を代表して，発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託代金の請求，受領及び企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第８条　各構成員の出資の割合は次のとおりとする。ただし，当該業務委託について発注者と契約内容の変更増減があっても，構成員の出資割合は変わらないものとする。

　商号又は名称　　　　　　　　　　　○○　％

　商号又は名称　　　　　　　　　　　○○　％

【※以下構成員を列記】

２　金銭以外のものによる出資については，時価を参酌の上構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条　企業体は，構成員全員をもって運営委員会を設け，組織及び編成並びに第１条に規定する業務に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し，業務の完遂に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は，第１条に規定する業務の委託契約の履行に関し，連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　企業体の取引金融機関は，○○銀行○○支店とし，代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条　企業体は，第１条に規定する業務の完了後，当該業務について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条　決算の結果，利益を生じた場合には，第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第14条　決算の結果，欠損金を生じた場合には，第８条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の禁止）

第15条　本協定書に基づく権利義務は，他人に譲渡することはできないものとする。

（業務途中における構成員の脱退）

第16条　構成員は，発注者及び構成員全員の承認がなければ企業体が第１条に規定する業務の完了する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては，残存構成員が共同連帯して第１条に規定する業務を完成するものとする。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは，残存構成員が有している出資の割合により分割し，これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は，決算の際行うものとする。ただし，決算の結果欠損金を生じた場合には，脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じても，脱退構成員への利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第17条　企業体は，構成員のいずれかが，第１条に規定する業務において重要な義務の不履行その他の除名にし得る正当な事由を生じた場合においては，他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において，除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては，前条第２項から第５項までを準用するものとする。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第18条　構成員のうちいずれかが，第１条に規定する業務途中において破産又は解散した場合においては，第16条第２項から第５項までの規定を準用するものとする。

（代表者の変更）

第19条　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者として責務を果たせなくなった場合においては，従前の代表者に代えて，他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後の瑕疵担保責任）

第20条　企業体が解散した後においても，第１条に規定する業務につき，瑕疵があったときは，各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第21条　この協定書に定めのない事項については，別途定めるものとする。

○○○○外○社は，上記のとおり，○○（名称）を結成したので，その証拠としてこの協定書○通を作成し，各構成員が記名押印の上，各自１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

　住　所

　商号又は名称

　代表者

　住　所

　商号又は名称

　代表者

【※以下構成員を列記】